

## 建築基準法第43条第2項第1号認定基準について

### (目的)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号における認定に関して必要な事項を定め、もって法の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この基準における用語の定義は、法に規定するもののほか次に掲げるものとする。

1 公共の用に供する道 次のいずれかのもの

- ① 土地改良事業、農道整備事業等による農道
- ② 河川の管理用のもの
- ③ 国又は地方公共団体の管理するもの
- ④ 道路と建築物の敷地との間にある河川等（国又は地方公共団体が所有又は管理するものに限る。）の橋等であって、一般通行の用に供されているもの

### (適用の範囲)

第3 この基準は、建築物の敷地が「道路」に代えて将来にわたり安定的に利用することのできる道路に通ずる道に接することとして、次の各号に掲げるもの（道路に至るまでの最小幅員が4m以上のものに限る。）に2m以上（法第43条第3項の規定に基づく、和泉市建築基準法施行条例（平成13年和泉市条例第21号。以下「条例」という。）の規定に該当する場合は、その長さ。）接する敷地（小規模の水路で管理者による占用許可又は施工承認等を得た通路橋を含めて一団の敷地と認められる場合であって、かつ、法第43条第1項の要件を満たすものを除く。）内の建築物について適用する。

1 公共の用に供する道

- 2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項各号に掲げる基準（以下「位置指定基準」という。）に適合する道（平成11年5月1日時点において既に建築物の立ち並びがあるものに限る。）

### (用途・規模・構造)

第4 認定に係る建築物は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものであること。

1 第3各号に掲げる道の区分に応じ、次のア及びイに掲げる用途であること。

ア 第3第1号に該当する道 条例第9条に掲げる用途以外の用途

イ 第3第2号に該当する道 一戸建ての住宅、長屋又は法別表第2（イ）項第2号に掲げる用途（共同住宅を除く。）

- 2 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が500㎡以内であること。

- 3 建築物の敷地が接する道（第2第1号④に該当する道を除く。）を「道路」として読み替えたときに建築基準関係規定に適合すること。

(適用要件)

第5 認定に係る建築物の敷地及び第3各号に掲げる道は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

- 1 建築物の屋外への出口から、当該道への避難経路が確保されていること。
- 2 建築物の敷地から道等に通ずる主たる出入口は当該道に対して設けること。
- 3 当該道を経由して道路と建築物の敷地が有効に接続されており、通行、避難及び消防活動上支障がなく、安全が確保されていること。
- 4 第3第2号に該当する道については、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについて、次に掲げる者の承諾があること。
  - ① 当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者
  - ② 当該道を位置指定基準に適合するよう管理する者
- 5 第2第1号④に該当する道については、管理者による占用許可若しくは施工承認等に基づいて築造したもの又は当該管理者が築造したものであること。

(道の整備)

第6 建築物の敷地が接する道について、一定の舗装の整備がなされていること。